

## 市町等への意見照会結果及び対応（案）

### ●：資料3に掲載した事項

No.	意見者	該当箇所	意見	対応（案）
● 1	神戸市	乳幼児設備の設置基準	近年、介助によっておむつ交換等を行う際に使用される大型ベッド（介護ベッド）のニーズが高まってきており、R3年3月には、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正され、2,000㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物には、大型ベッドの設置が「推奨設備」から「標準設備」へ格上げされており、この度の <u>条例等の改正を機に、乳幼児設備の設置基準に合わせて、大型ベッド（介護ベッド）の設置基準を新設していただきたい。</u>	大型ベッド（介護ベッド）の設置を義務付けることは、広い設置スペースが必要であるなど、施設所有者の負担が大きいことや、使用後の大型ベッドが格納されないために車椅子使用者の便所の利用の妨げになっている事例があることから、一律に <u>義務基準として定めることは困難</u> と考えます。 しかし、適切な管理・運営の下、施設の用途や利用者のニーズにより特に設置が望ましいケースも考えられることから、『福祉のまちづくり条例 施設整備・管理運営の手引き（公益的施設編）』において介護用ベッドの設置を推奨しており、 <u>引き続き推奨事項として、設計者等への周知を図ります。</u>
● 2	姫路市	集団補聴設備	改正素案に「ソフト対応も柔軟対応」とありますが、どのようなものを想定されていますか。	眼鏡型の機器のレンズ面に映画の進行に合わせて字幕を表示できるものの貸出し、台本データを収録したタブレット端末の貸出しなどを想定しています。
3	高砂市	車椅子利用者利用便房の設置基準	工場（床面積の合計が3,000㎡以上のものに限る。）の場合について、今回の改正は延べ面積が2,000㎡以上の建築をする場合（確認申請での基準適合義務がある場合）に建築物単位で適用され、延べ面積が2,000㎡未満の建築をする場合（特定施設の届出の場合）はこれまでと変更が無い（敷地内に1以上の車椅子利用者利用便房を設置すれば良い）と考え	バリアフリー法の移動等円滑化基準と条例の特定施設整備基準は一部例外を除き、同一です。工場の場合、増築部分が2,000㎡未満であれば、条例に基づき届出での審査となりますが、その場合も、改正された基準が適用されます。 条例施行規則第12条の3第2項により、2,000㎡未満の増築の場合、バリアフリー法施行令第11条

			て宜しいでしょうか。	<p>～第 21 条（第 14 条が便所の基準）の適用は「増築等に係る部分のみ」としています。現行の便所の基準では、便所の設置に関する規定はなく、便所を設置する場合に車椅子利用者利用便房の設置等の基準が適用されます。そのため、2,000 m<sup>2</sup>未満の増築の場合、増築部分に便所を設置しない場合は便所の基準の適用外となります。</p> <p>このたびの法施行令改正に伴い、一定の規模以上の特別特定建築物には高齢者等が利用する便所を原則として各階に設置することが求められることとなります。そのため、2,000 m<sup>2</sup>未満の増築であっても、増築等に係る部分に対して高齢者等利用便所の設置の基準が適用され、高齢者等利用便所を設置した階へ車椅子利用者利用便房の設置も求められることとなります。</p>
4	宝塚土木	条例全般	<p>参考資料にもあるように、福祉のまちづくり条例の対象施設や整備基準、審査対象行為は建築確認の手續との関連性が強い。しかし、<u>建築基準法やバリアフリー法の用語や定義が用いられていない</u>など、H23.7.1施行前ものを踏襲しており、同条例及びその規則の独特な規定方法により、建築確認審査のための付加基準の理解が大変困難であり、相談対応や審査に多くの時間を要している。</p> <p>そのため、<u>条例及び規則を全面的に見直して改正することにより県民本位のわかりやすい規定とし、「福祉のまちづくり条例逐条解説」を建築確認申請時にだれもが利用するこ</u></p>	<p><u>御指摘のような課題があることは認識して</u>いますが、今回の改正は、福祉のまちづくり条例施行規則で定める整備基準をバリアフリー法施行令の改正趣旨を踏まえて改正することを目的としており、その実現に必要な限度で<u>部分的に条例を改正</u>することとしています。</p> <p>また、届出を受ける市町や県民には、現行の条文や用語が一定程度定着していると考えられることから、今回は部分的見直しにとどめたいと考えています。</p> <p><u>今後、バリアフリー法の大幅な改正等の機会を捉え、市町や関係機関の意見も聴きながら、組織体制等を整えた上で、委任条例への一本化等の検討をし</u></p>

			とができるものにする。」「特定施設整備基準の大部分を建築確認申請で審査」などと説明資料で表現しなければならない状況を改善すべき。	たいと考えています。 また、御意見を踏まえ、逐条解説の充実など、運用体制の整備は引き続き行っていきます。
● 5	宝塚土木	福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正素案	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項は、「地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする <u>目的を十分に達成することができないと認める場合</u> 」に条例で必要な事項を付加することを規定している。この素案については、 <u>その地方の自然的社会的条件の特殊性により、それぞれの基準を付加していることが読み取れない</u> 。ヒアリング結果の「ベビーチェアは複数ブース（できれば全ブース）にあってほしい。」「男女共用が複数あると、待つ機会が少なくなるとよい。」などがその地方の特殊性に該当するということを行っているのか？	本県では、バリアフリー法（旧ハートビル法）制定以前の平成4年10月に福祉のまちづくり条例を制定し、高齢者等を含む全ての県民がいきいきと生活できる <u>福祉のまちづくりを国に先駆けて推進</u> してきました。 平成23年には、県として進めてきた法を上回る水準の整備基準を維持しつつ、実効性を高めるため、 <u>バリアフリー法に基づく委任条例化</u> を行いました。 <u>これらの社会的背景が、本県の特殊性であると考</u> <u>えます。</u> 今回の改正についても、本県の特殊性を踏まえた対応であると考えています。
● 6	宝塚土木	施設所有者の意識の高まり	県民のバリアフリーに対するニーズが変化し、バリアフリー法の移動等円滑化基準や福祉のまちづくり条例の <u>特定施設整備基準を上回る施設整備が行われているのであれば</u> 、施設の持つそれぞれの価値や多様性を尊重し、 <u>義務を課す基準を付加するのではなく、誘導する基準をもうければよい</u> 。	県が独自に実施した調査によれば、 <u>例えば車椅子利用者利用駐車施設の整備数は、多くの施設で特定施設整備基準を上回る整備が行われています</u> 。 一方、 <u>個別の施設を見ると、同基準の最低限程度の整備にとどまるものもあり、更なる福祉のまちづくりを推進するためにはこれらの底上げが必要</u> と考えています。 以上のことから、 <u>施設所有者等の負担感と施設整備に対する利用者ニーズの高まりを考慮しつつ、整備基準の付加が必要</u> と考えています。

7	宝塚土木	機械式駐車場内に設ける車椅子利用者利用駐車施設の審査体制	<p>「これまでのバリアフリー法の運用において、安全性、バリアフリー性に対する審査体制は確立されている」について、当課においては貴課の見解とは異なり、現行の福祉のまちづくり条例逐条解説では<u>審査体制は確立されていない</u>。今回の意見照会についても、当該メールのみでは十分内容を理解することができないので、適切な意見を述べる事ができないのではないかと危惧している。</p>	<p>今回の改正で、車椅子利用者利用駐車施設を機械式駐車場内に設けることを部分的に認める方針であり、バリアフリー法の運用においては、<u>業界団体が安全性やバリアフリー性を認定したものを認める等</u>がなされており、<u>審査体制は確立されていると認識</u>しています。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、建築確認審査が円滑にできるよう、<u>逐条解説の拡充等を図ります</u>。</p>
8	宝塚土木	使用料及び手数料徴収条例の改正	<p>建築確認審査に要する時間が増加することから、<u>使用料及び手数料徴収条例の改正が必要</u>であると考えられる。建築確認での特例見直しなどと併せた来年6月施行分の料額の見直しを行うこと。</p>	<p>今回の改正による福祉のまちづくり条例の審査時間の増は、現行比で5%以下と見込んでおり、建築計画の内容による審査時間のバラツキを考慮すると、<u>おおむね現在積算している時間内に含まれるもの</u>と考えています。</p> <p>なお、建築確認審査が円滑にできるよう、引き続き逐条解説等の充実を図っていきます。</p>
9	宝塚土木	条例の届出で審査	<p>今回の照会では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の場合に該当することが認められなかった。そのため、同法以外の独自の手法によることとし、<u>条例の届出で審査するのが妥当ではないか</u>。</p> <p>照会に当たっては、「〇〇という地域の特殊性があり、〇〇の目的を十分に達成することができない。この目的を達成するため、〇〇という客観的データに基づき〇〇という事項（基準）を付加する」という情報が必要である。この照会や資料では、<u>付加する基準が妥当かどうか判断できない</u>ため、可否の意見を述べることはできない。この改正でどのような目的を</p>	<p><u>回答5に同じ</u>。</p> <p>なお、同委員会での資料及び議事録は県HPで公開していますので、御参照ください。</p>

			達することができるのか？さらなる緩和やさらなる基準の付加が必要となることはないのか、懸念を抱く。	
10	姫路土木	全般	建築業界等への十分な周知をお願いしたい。	御意見どおり対応します。
11	丹波土木	不特定多数利用便所の設置基準	条例改正素案の「(管理運営上、やむを得ない場合を除く)」とは、法と同じなのか、条例で別途規定するのか	法と同じです。
12	洲本土木	改正素案注意事項	1棟に複数用途が存在する場合の基準延べ面積は、特別特定建築物である部分の合計床面積であることを記入してほしい。	パブリックコメントの実施に当たり、記載に留意します。
13	洲本土木	駐車場のバリアフリー基準	駐車台数 200 台以下：2%以上 の続きに、(端数切上げ) の文言を記入してほしい。	パブリックコメントの実施に当たり、記載に留意します。
14	洲本土木	トイレ設置の考え方	以下の用途の建築物について、義務付け対象延べ面積を記入してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆便所：すべての延べ面積</li> <li>・物販店等、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅及び寄宿舍：延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・事務所及び工場：延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	パブリックコメントの実施に当たり、記載に留意します。
15	洲本土木	不特定多数利用トイレの設置基準	「事務所、工場」の文言と「事務所等」の文言が混在しているので、「事務所、工場」に統一してほしい。	パブリックコメントの実施に当たり、記載に留意します。
16	洲本土木	劇場等の客席のバリアフリー基準	席数 400 席超：0.5% の続きに、(端数切上げ) の文言を記入してほしい。	パブリックコメントの実施に当たり、記載に留意します。
17	洲本土木	ホテル等の客室のバリアフリー基準	客室数の 1%以上 の続きに、(端数切上げ) の文言を記入してほしい。	パブリックコメントの実施に当たり、記載に留意します。